

安全運転管理者等の選任等の届出に関する事務処理要領について（概要）

（平成31年2月8日 鹿交企第21号）

本通達は、道路交通法に基づく安全運転管理者等の選任等の届出に関する要領を定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 選任届出の取扱い
- 解任届出の取扱い
- 変更届出の取扱い
- 安全運転管理者証等の再交付の取扱い

等である。